

様式第 3 号(第 4 条関係)

会議録

■附属機関等の会議の名称

第 1 2 回篠山市原子力災害対策検討委員会

■開催日時

平成 2 7 年 8 月 7 日(金) 1 5 時 0 0 から 1 7 時 0 0 分まで

■開催場所

篠山市役所 本庁舎 3 階 3 0 1 会議室

■会議に出席した者の氏名

- (1) 委員 1 2 名
- (2) 執行機関事務局 4 名
- (3) その他 0 名

■傍聴人の数

3 名 (うち、記者 2 名)

■議題及び会議の公開・非公開の別

公開

■非公開の理由

なし

■会議資料の名称

資料-1	篠山市原子力災害対策検討委員会委員名簿
資料-2	原子力災害対策指針(改訂)に対する意見(京丹後市役所)
資料-3-1	京丹後市原子力災害住民避難計画
3-2	南丹市原子力災害住民避難計画
資料-4	総合防災マップ(抜粋)
資料-5	安定ヨウ素剤の服用方法(福島県いわき市)
資料-6	篠山市の防災啓発活動について
参考資料-1	提言書提出新聞記事

■会議次第

1. 開 会
2. 報 告
  - (1) 原子力災害対策にむけての提言書の提出  
6月17日(水)14:00~ 市役所応接室
3. 協 議
  - (1) 提言1について
  - (2) 提言2について
  - (3) 提言3について
  - (4) 提言4について
  - (5) 提言5について
4. その他
5. 閉 会

■会議録

1. 開 会
2. 報 告
  - (1) 原子力災害対策に向けての提言書の提出

事務局(課長)	<p>それではみなさん、第12回目になります、篠山市原子力災害対策検討委員会のほうにご出席をいただきましてありがとうございます。本日の資料の確認ですけれども、本来であれば事前にお配りをさせていただいてお目通しをしていただくのが本来であるんですけども、資料作成が遅れましたことをお詫び申し上げます。資料といたしましては、資料1といたしまして委員会の名簿。それから資料2といたしまして原子力災害対策の改定に対する意見という部分。それから資料3-1で京丹後市の住民避難計画、3-2といたしまして南丹市の住民避難計画。それから資料4といたしまして総合防災マップ。資料5といたしまして安定ヨウ素剤の服用方法、福島県のいわき市。資料6といたしまして篠山市の啓発活動となっております。それから参考資料として新聞記事を付けさせていただいております。そのあとについては、B委員からの資料ということで2枚を付けさせていただいております。以上、資料の確認ですけれども、欠落等ございませんでしょうか。そうしましたら、委員の関係なんですけれども、橋本委員のほうで、6月の提言書の提出をもって退任させていただきたいというご意向がございましたので、今回から名簿のほうには掲載をさせていただいておりませんので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>そうしましたら、この後につきましては、委員長の進行でお世話になりた</p>
---------	--

	<p>いと思います。よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>はい、みなさんこんにちは。本日も本当に暑い中、定刻にお集まりいただきましてありがとうございます。この6月には提言書ということで、市長のほうにご提言をいただきまして、本当にお世話になりました。それを受けまして、市としてその提言に沿って取り組むべきことということで、この間検討いたしておりますが、なかなか全国に例のないパターンについて事務を進めておりましたが、どうしても少し遅れ気味というか、なかなか進んでいない部分もございまして、できるだけ、一から作るのとはなかなかないのでございますから、他の自治体さんの例も参考にしながら、篠山市に合ったような形で、この提言に沿った形でしていくべしということで、今事務局も取り組みをしております。今日につきましても、そういったことを含めて、他市の例等も見ながら、また委員さんのご意見をお伺いして、篠山市のパターンを築いていきたいというふうに思います。またいろんなご意見頂戴したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、さっそくに入りまして、まず一つめ報告ということで、原子力災害対策に向けての提言の提出をしていただいたことについて、ご報告を申し上げます。</p>
事務局（課長）	<p>それでは失礼します。報告ですけれども、提言書を6月17日の14時から、市役所の応接室で、副委員長をはじめ、B委員、A委員、C委員、F委員の出席のもと、市長に提言書の提出をしていただきました。参考資料といたしましては、新聞記事を添付しておりますので、ご一読いただけたらと思います。長時間に渡る市長との懇談もあったわけですが、その中で、市長の発言の中では、提言書に書かれています、2番3番4番につきましては速やかに進めていきたい、また十分ではないかも知れないけれども、できる部分から取り掛かっていきたいという発言もございまして、安定ヨウ素剤につきましても、提言書で速やかに配布という提言も受けましたので、準備を進めていきたいという部分、それから避難計画につきましても、なかなか十分な計画ではないので、篠山市においてもどこまで十分なものができるかわかりませんが、ガイドライン的なものという形で市民の方にお示しをできるような形で取り組んでいきたいというような意見がございました。簡単ですが、ご報告に代えさせていただきます。</p>
委員長	<p>はい。あと、当日お世話になった委員さんから何かありましたら。よろしいでしょうか。</p> <p>はい、ではそういうことで、すでに各新聞にも載っておりますということで、市長もですね、今担当が申しましたような形で、真摯に受け止めさ</p>

	せていただくということを言っておりますので、それに沿いまして、3 番協議事項、それぞれの提言に基づいた現時点での取り組みということで、まず一つ目、提言 1 について事務局からお願いいたします。
--	--

### 3. 協 議

#### (1) 提言 1 について

事務局 (課長)	はい。それでは提言 1 の部分ですけれども、原子力災害対策の指針の改定案が実情に合っていないということで、国及び原子力事業所に対して強く求めてくださいという提言の内容ですけれども、本日資料 2 のほうで、A 委員または C 委員のほうから、資料ということで京丹後市長以下 5 市長が原子力規制庁並びに原子力規制委員会のほうに提出をされております意見書を付けております。それについて A 委員、もし何かあれば。
A 委員	では私のほうから一言。原子力災害対策指針というのを新しく政府が改定したわけなんですけれども、それについては、意見のところ具体的に書かれてあるかわかりませんが、PPA という 50 km 圏外と言われていたゾーンが・・・
B 委員	30 km 圏外でしょう。
A 委員	UPZ ではなくてですね。
B 委員	いや、30 km 圏外でしょう。
A 委員	(30 km 圏外) になってしまったんですね。なので、PPA という概念そのものが、消去されてしまって・・・
B 委員	いやいや、今 50 km (圏外) って言ったから。30 km (圏外) でしょう。
A 委員	篠山市であるとか、この自治体が位置しているのは高浜原発から 50~60 km のところですよ。そのぐらいの UPZ 外、30 km 圏外という言葉のみが残って、PPA という概念そのものが削除されたということを説明したかったわけなんですけれども。これまで、関西広域連合に対しても、PPA についての原子力防災対策をどうするのかということ国に申し入れをしていたと思うんですが、今現在結局それがもたもたしているうちに、PPA という概念そのものが原子力災害対策指針の中から落ちてしまったという、そのことにちょっと触れていきたいと、一言コメント申し上げます。以上です。
C 委員	そのことで、よろしいですか。UPZ 圏外という 30 km 圏外の自治体で 5 人の首長ですね、京都府の京丹後市長、与謝野町長、滋賀県の津市市長、彦根市長、米原市長。他の報道で知ったんですけども、この 5 名が原子力規制委員会に UPZ 圏外での対策をしっかりとしてほしいという申し入れをされたんです。それで、この間の篠山市長との面談の時も、篠山市だけがそ

	<p>ういうふうに国や規制委員会に申し入れをしても仕方がないやないかというようにもあったんですけど、UPZ 圏外で他にもこのように心配をされているところがあると。現実には、離れていてもこういう申し入れをされていることはあるので、やっぱり篠山市がやっていることは単独というよりも、他にも同じ思いをされている自治体があるということで、重要なことというふうに思っております。</p>
委員長	<p>はい、この件について何かほかの委員さんからございますか。 事務局に聞くんですが、この5市町はどういう関係？</p>
事務局（課長）	<p>我々もネットでしかわからないんですけども、京丹後市が呼びかけられて、その意見に賛同された自治体というふうには書かれています。何か関係があるというわけではなしに。</p>
委員長	<p>距離等に共通性があるとかでもなしに？</p>
B 委員	<p>たぶんですけどね、脱原発を目指す首長会議ありますよね、酒井市長も入られている。それに京丹後市と、与謝野町もたしか入ってた、米原も入ってたと思うんですね。ただこれがちょっと画期的なのは、その呼びかけに大津と彦根が応じているというのは、位置としては結構大きいと思います。彦根は本来自分のところが県庁所在地だと思っているところですし、大津と彦根の発言というのは大きいと思うので。今まではそういう態度を表明されていなかったところが入ったということで、滋賀県としてはこれを見たら、そういうふうに意見が傾いてるんだなという感じを受けました。だからたぶん、京丹後の中山さんなんかは積極的な方ですので、その方がイニシアチブを取って追いかけられたのかなと思いました。</p>
委員長	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
D 委員	<p>ひとつ確認なんですけども、僕は政治的な部分はわかりませんので、科学者としての純粋な確認なんですけどもね。UPZ 圏外って言ったなら、はっきり言ったなら日本全国 UPZ 圏外なんですよ。数学的に言えば。篠山市は UPZ 圏外ですけども、非科学的に、政策的政治的に騒いでいるわけではなくて、なぜ我々が騒ぎ出したかと言うと、自治体の神戸市あるいは兵庫県のシミュレーションで、被曝線量が 100 ミシーベルトを超えるという科学的な根拠に立って、我々は UPZ 圏外なんだけども騒いでいるわけですよ。僕が確認したいのはこの 5 市町ですけども、そういった科学的な根拠をみなさんお持ちなんですか。これは良い悪いを言ってるんじゃないでね。私はこういうものを、政策政治と科学というものを混濁にされるのは好ましくないと思うので、やるんだったら科学的な根拠に基づいて、我々のように UPZ 圏外であっても日本国中の中で我々のところは 100 ミシーベルトのリスクがあるという医学的科学的根拠があるので我々立ち上がったわけなんです</p>

	<p>よね。そういう裏付けが本当の他の市町にあるのか、無い市町と一緒に行動しても、ちょっと政策的政治的にいろんなバイアスがかかるんじゃないかというのをちょっと危惧するんです。それだけ確認をしていただきたい。</p>
C 委員	<p>その点ですけれども、原発事故のシミュレーションというのは、滋賀県が先に自治体として結果を出してると思うんです。京都府は京都府で原発事故の影響シミュレーションを出してたと思います。それを受けて兵庫県もシミュレーションを行おうというのが、2012年の5月頃のことですけど。それ以前に滋賀県と京都府は出して、ただそのシミュレーション結果の兵庫県の部分は、他の自治体のことなので、提供できないというふうに言われていたと思うし。</p>
D 委員	<p>神戸新聞にも朝日新聞にも載ってましたから。</p>
C 委員	<p>滋賀県の方ですか。ただ滋賀県のシミュレーションで兵庫県にどういう影響があるかということは言ってなかったですよ。</p>
D 委員	<p>ああ、滋賀県のということですか。別にそれぞれの他の影響というのはなくて、たとえば兵庫県だったら我々の基準としての、4月25日のデータを、これもう一般公開されてますよね。他の県の自治体の方々にとっても、そういう根拠のあるようなものを僕らも知りたいわけですよ。素直にね。たぶんそうであろうとももちろん思うんですけども、それぞれをちょっと示していただきたいということです。そうすると、単なる政策的政治的なものではなくて、揺るぎない科学的な根拠になりますよね。あくまで我々としてはそういうスタンスを貫きたいと思うんです、僕としては。</p>
委員長	<p>はい。他、なにかこれに関連してごさいませんか。</p> <p>はい、これについては今日お配りしたところなので、また是非委員のみなさんに見ていただいたり、当然これは、最終的に出すとすれば市として取り組むべきことですから、今D先生がおっしゃったように、やっぱり自治体の背景なりを十分調べていただいて、そういったうえで、市としてどこをどう参考にするのか、また次の委員会でもご相談申し上げたいというふうに思いますので、またお読みいただいて何かございましたら事務局のほうにご提言いただいて、事務局のほうではこれをもうちょっと深くですね、内容の調査確認そういった、D先生がおっしゃったことも含めて、</p>
D 委員	<p>今のデータだけだったらすぐにわかると思うんですけどね。決して難しいことを言ってるわけじゃないんですけどね。我々のまとめた中にもディスクリプションを入れましたもんね。ですからそれに相当するようなものを他の自治体のマニュアルには入ってるのかどうかということだけちょっと確認していただいて、それで十分みんな納得すると思います。</p>
E 委員	<p>この件なんですけども、今日これが出されたということは、これを参考に</p>

	<p>して篠山市がこういうものをしていこうかなという意図で出されているのか、そのへんがどうなのかなというところをお聞きしたいのと、それとこれが、さっき呼びかけをされたんじゃないかということだったんですけども、呼びかけ自体とか、これが出る前にそういう呼びかけはキャッチしてたのか、キャッチしてたんだったらあえて乗らなかったのかどうなのか、それとも知らなかったということなのかということをお聞きしたいんですが、どうでしょうか。</p>
委員長	はい、事務局どうぞ。
事務局（課長）	<p>はい、こちらの分については、A 委員、C 委員からのメールで初めて内容を知ったような状況でございます。今日は提言 1 に関する部分ですので、D 委員もおっしゃっていただきましたように、科学的な部分も含めてですけども、同様の地区であるというならば、賛同と言いますか、検討していく余地はあるかと思えます。それと、ちょうどそれにあわせて調べさせていていただいたら、脱原発を目指す首長会議のほうでも緊急アピールということで、この滋賀県京都府の 5 市町の首長の意見を原子力災害対策指針に確実に反映されるように強く求めるというようなアピールもされておられます。</p>
委員長	市に対して声掛けはあった？
事務局（課長）	事務局としては、声掛けは確認できておりません。無かったです。
委員長	事務局には無かったんですね。
A 委員	<p>この提言書を市長に提出した際に、提言 1 については、市長は全否定だったというふうに私は認識しているんですけども。やる気ないというふうに確かおっしゃってたと思ってまして。この提言をいくら国のほうに言っても、何も変わらへんやないかというようなことをおっしゃってましたよね確か。結局そんなところにエネルギーを割くよりは、実を取っていきたいということであったというふうに思っているんですけども。なので、提言書を出して市長とお話させていただいた時に、提言 1 に関しては、他の自治体が意見書なりを出していようが、たとえば三田市であるとか丹波市であるとか、どう考えても難しいというふうに確かおっしゃってたと思うんですね。なので、おそらく篠山市単独でもこの意見を国のほうに、あるいは県なり広域連合なりに上げていくというのは篠山市長としてはあまりしたくないというようなことをおっしゃってたというふうに思っているんですけども、参考資料として出していただいて大変ありがたいんですけども、この委員会からの意見として、提言として市長に出ささせていただきましたけれども、実際判断されるのは市あるいは市長なので、まあしたくないとおっしゃるのであればしょうがないかなと私自身は思っているん</p>

	ですが。
C 委員	ただこのこと自体を市長はご存知ですかね。他の自治体が……。耳には入れていただいたらうれしいですね。篠山市が点でしておるのではなくて、他の自治体とあわせたら面になると思いますので、周りでもそういう主張があるということは、我々認識しておく必要があると思うんです。
E 委員	そうですね、ちょっと政治的に、篠山市が主張して効果があるかどうかというところは、市長の言われることが正しいのかどうかわからないんですけども。そうするのがいいのかどうかもわからないんですけど、ただ、これ全部じっくり読んでないんですけども、表に書いてある、UPZ 圏外の自治体の自主的な対策を否定すべきではないということは、これまでのこのでの議論でも確認されてきたことだし、この委員会としては同意できるものではないかなと。それをやるかどうかは別として、とても共感できるものだなと思います。
B 委員	ちょっと整理が必要だと思うんですけども、僕らが 1 で書いたこととこれとはイコールではないと思うんですね。たぶん別に酒井市長はこれを否定することはないんじゃないですかね。首長会議の一員でもあるしね。僕らが、要するに再稼働そのものを、危険だから認めないと言ってくれと言うふうに最初は言おうかという話になって、でも僕らは原子力災害対策検討委員会だから、再稼働に直接ということじゃなくてね、ちゃんとした避難計画ができないんだったら、できるまで再稼働は認められないと、その書き方に対して市長は、「どうせ国はこんなのやらんで」と。だから本当の避難計画を作れと言ったって、国はどうせ作りはしないんだから、それよりも自分たち自身が本当に実のあるものを作っていこうという趣旨で発言したと思うんです。だから僕はある意味で、ああこの市長さんはすごく本音で、あんまり建前的なことじゃなくてね、実のところをズバズバ言う方だなと思って、それ自身はそういう市長のあり方に対して、なんというか筋を通される方だなっていう感じはしたので、これを否定するということではないんじゃないかと思います。また、首長会議がみんなで声を上げるんだったら、それは首長会議の一員なんだから、一緒に声を上げることは否定されないと思いますけどね。入ってれば一応一緒に声を上げてることになりますから。そんなふうに理解しといていいんじゃないかなと思います。
E 委員	なるほど。私も今日のはじめてこれを知ったんですけども、この 5 つがあるのであれば、京都府と滋賀県が入ってるので、ここに兵庫県の、まあ現実的じゃないかもしれないけど、丹波市と篠山市がここに入ってたらよりアピール効果があるだろうし、いち市民としては、そうあってほしいなと、そうであつたら良かったのになと思いました。



B 委員	まあ今後の課題ということで。
C 委員	それで、これの後日談がありまして。報道です。この申し入れを規制庁にされたんです、この 5 つの自治体が。その時の規制庁のコメントが「それぞれの UPZ 圏外の自治体が避難計画等対策を取るのとは否定はしない」と。
B 委員	うん、別にどこも否定してないですね。
C 委員	ただその詳細、どういう指針を持つかということは、総務省でしたかね・・・内閣府ですね、内閣府と相談してほしいという。
B 委員	あ、逃げたなまた。
C 委員	そうです。だから規制庁としては、UPZ 圏外の対策が必要だということは否定しないという立場ですね。
B 委員	だから D 先生が言ったように、こういうものに関しては、一応科学的根拠を調べるようにしましょう。
委員長	はい。加えて言いますと、これはこの会に対して委員の方からご提案というかご意見いただいてそれに沿ってこの委員会に対して提案しておりますので、これについて市長は今に関与しておりません。こういう委員会を受けてまた市のほうで判断すると思いますが、そういうことで、この委員会の雰囲気等も伝えてですね、市としてどうするかということになるうと思いまので。この分についてはそういうことで、まずは他の自治体さんの参考ということで、よろしいでしょうか。 はい、それでは次にかせていただきます。提言 2 についてということで、事務局お願いします。

## (2) 提言 2 について

事務局 (課長)	はい。提言の 2 については、篠山市独自の判断として、福井原発で重大事故が起きた場合には災害対策本部を設置し、原災法 10 条通報の時点で自主避難及び屋内退避の勧告を行う体制を整えてくださいということで、今回資料 3-1、3-2 ですけれども、近隣の市町ですけれども、先程の原子力災害対策指針への意見を出されている京丹後市も含めてますけれども、地理的に篠山市と似ているようなところ、京丹後市であれば高浜から 30 km～60 km 位置、大飯からであれば 40 km～70 km。南丹市についても同様のエリアを持っているということで、篠山市のほうでも避難計画の検討を進めてはおりますけれども、なかなか以前にも B 委員もおっしゃっていたように、現実的でないものを作ってもどうかという部分もあるんですけども、本日は参考といいますか、他市で作られている避難計画をお示しをさせていただいて、ご意見を頂戴できたらと思っております。以上です。
委員長	ここはなんで作られたのかな？ どういう動きがあって作られたのかな？ 全

	国で作ってるところばかりちゃうもんね。どういう背景があってここは作られたんでしょうか。
A 委員	30 km圏内だから作らないとだめなんじゃなかったですか。
B 委員	南丹はね。
A 委員	南丹は高浜、大飯から 15 km～18 kmに入ってるので、義務として、義務というか作れと言われているので作らなくてはならないと。京丹後に関して、高浜から 30 km～60 kmの 30 km圏内になるんですかね。
B 委員	いや、圏外じゃないかな。そういう意味では自主的に作ってると思います。
委員長	事務局で把握してなかったら構いませんけど。
事務局（課長）	京丹後の分については作成も古かったりしますので、表現的に PPA という表現もある中で、UPZ にかからないものの、PPA の範囲内であるということで、作成されているようです。南丹市につきましては、一部が UPZ 圏内に入るということで、30 km圏内ということで、作成をされているようです。
委員長	これも実は事務局のほうもですね、なかなか思いつかなくて、最近になってせめて他所の例も何とか寄せて参考にするにはして、それでも前に行かないと提言に答えられないというようなことで、急ぎょ寄せたようなことがあります。中身はあまり分析できてないというのがおそらく実情だと思います。市としてはこういうふうなものを参考にしてですね、篠山市の計画をある程度作っていく必要がある、冒頭ありましたように、市がどの程度完璧にできるかは別として、何らかのものはお示ししないといけないということで、一応参考ということで、2 市の分をお配りしております。とりあえずさらっと見られて、何かもしございましたら出していただきたいと思えますけども、いかがでしょうか。
B 委員	ひとつは、これは私たちは兵庫県のマスタープランが無い中で、篠山市単独で作れないという話で来たわけですね。しかしこれは、京都府のマスタープランなしで京丹後市ないし南丹市が作ってるってことでしょうか。というか、こういうふうにも作れるんだらうかというのが一つ。ちょっとそのへんが知りたいというのがあります。ただ中身は、京丹後市、さっきの 5 市町の呼びかけをしてくれてますけども、この基本的事項 1 ページの避難等の基本的な考え方で見ると、完全にこれは政府の言ってることを前提にしていますよね。つまり PAZ や UPZ にかからないものの、PPA としてブルーム通過時にヨウ素の吸入等による甲状腺被曝を回避するための防護措置が必要になる可能性があると思定されるということで、さっきの D 先生の話の続きで言うと、それ以上の科学的なものを逆に示してないですね。反対にむしろ僕はこの考え方危険だと思うので、つまり 30 km以上はブルーム通過だけで大丈夫だよと。篠山市はそうじゃなくて、兵庫県のシミュレ

	<p>ーションに基づいて、放射性ヨウ素が飛んでくるんだからとっとと逃げると言ってるわけですよ。だからそういうことから言うと、逆にここだけを読むと、反対にプルーム通過時の防護措置が必要だとある、それもさせないのかという抗議になっちゃいますよね、さっきの内容は。だからちょっと、京丹後市に言うとしたら、もっと危険なんじゃないかと、ちゃんとシミュレーションをやって科学的根拠をもって計画を立てたほうがよろしいんじゃないかというふうに思います。南丹市にいたっても、これは明らかに 30 km圏内で作らざるを得なくて作ったやつだと思いますけども、だから最初に OIL の考え方とか、要するに政府が作ってるシミュレーション、まあ政府というか規制委が。事故はたいして大きくなるのやという。やっぱり兵庫県のシミュレーションがありがたかったというか画期的だったのは、明らかに 30 kmよりも遠い兵庫県の多くの地域で、かなりの深刻な量のヨウ素が降るといふようなことを出してくれたのが大きくて、それが私たちにとって計画を作る大きな柱になったわけですけども。そのへんがそれ以前のところで作られてるということですよ。だからこういう計画を作るとかえって危ないですね。これに縛られてむしろ人が逃げられなくなってしまふという、そういうものだと思います。</p>
委員長	<p>わかりました。他なにか、ご覧になって・・・はいどうぞ。</p>
C 委員	<p>ただ、京丹後市が評価できると思うのは、UPZ 圏外はこういう計画を作る必要は無いとされてる中で作ろうとしているということは、一つ大事なところじゃないかなというか、評価できるところだと思うんです。その中身については京都府の基準がこちらにも明確に示してあって、これはもう規制庁の定めた防護措置の基準がそのまま 30 km圏内のところにはそのまま下りてきているという感じなので、逆に京都はそういうのを自由にきめられないんだなという、そういう困難さは、B さんがおっしゃったように感じるんです。ただまあ、UPZ 圏外で作っているということ自体は、私たちも真似できるところじゃないかなと思います。</p>
A 委員	<p>穿った見方をすれば、京丹後市は関電の中間貯蔵地を誘致しようとしているので、そういう意味ではこういう避難計画なりを、布石を最初に打っておくという考え方もできますけども。わからないですけども。</p>
B 委員	<p>いや、でも京丹後には計画無いよ。</p>
A 委員	<p>あ、宮津でしたっけ。</p>
B 委員	<p>京丹後は海岸の形からいってここには作れないと思います。船がついて降ろせる形じゃないと。</p>
A 委員	<p>ああ、すみません失礼しました。</p>
B 委員	<p>それは宮津市ですね。</p>

C 委員	自分のところだけのためにするんだったら、他の自治体には呼びかけないかなという気はするんですけどね。
委員長	他なにかお気付きの点ございますでしょうか。よろしいでしょうか。とりあえずまた事務局のほうでもできるだけいろんなパターンを取り寄せたりしたいと思いますが、よろしいですか。そしたら、まずはこういうものを参考に、できたら委員さんそれぞれでこういう避難計画がいいのかなというの是非ご検討していただければ大変ありがたいというふうに思いますので、これはまた参考ということで、次に行かせていただきまして、提言3に行くのかな、次どうぞ。

(3) 提言3について

事務局（課長）	提言3につきまして、原子力災害に備えるパーソナルシミュレーションをはじめ、各種のシミュレーションの重要性を市民に伝えて、市民が行う手助けをとってください、そのために必要な施策を講じてくださいということで、資料の4を付けさせていただいております。これはとある市の防災マップのかがみとそれから目次でございまして、その中には原子力災害時の対応ということで、半ページですけども、作って記載をされておられます。この中で、どういう行動をとるのかということも簡単にですけども、記載をしておられます。篠山市におきましても、篠山市防災マップということで、こういう冊子を平成24年の4月に広報を通じて各戸配布をさせていただいております。その中には原子力災害の関係は載っていないんですけども、今回、部数もなくなってきたということで、この28年の3月、今年度中に新たに改訂版という形で作らせていただくと思っております。その中には、もちろん風水害関係もありますので、それにあわせて、資料4に付けさせているような、原子力災害対策をできたら見開きで2ページ相当分ぐらいを使って周知と言いますか、市民の方が万が一の場合にどういう動きをすればいいのかというのを、お知らせないし普段でも手に取って見ていただけるような形をとっていきたいというふうに考えております。中身については今後、業者等と詰めるような形になってますので、まだ原案が決まっておるわけではありませんので、今後詰めていきたいというふうに思っております。これは一つ参考という形で、他市でも記載をしてあるということで、ご報告をさせていただきます。以上です。
委員長	これって原発に近い所やったんですけど、全然関係ない所でしたっけ。
事務局（課長）	栗東市です。
委員長	ということは遠いですか、近いですか。
B 委員	60 km。

委員長	60 kmぐらいということはうちと間隔としてはニアリーですね。ということは栗東もなかなか積極的に取り組んではるということでしょう。
B 委員	だからまあ、滋賀県はそういう意識があるんでしょうね。
委員長	はい。何かこれについて、まずはご覧になって、ございますでしょうか。
B 委員	<p>作るのは是非協力させていただきたいと思うんですが、篠山市のものが無いのでわからないんですけど、この目次とか見た時に、今回ずっと言ってる、この水害とかいろいろある前には是非、ずっと言ってた正常性バイアスの問題とか、災害全体にかかわることとしてまずこういう考え方を篠山市は身に付けましようというのがあってから、土砂災害その他いろんな災害というふうにしていく。だからその意味で、なんというか、こういうマップもありますけど、今までの全体に行政から出たものを、これ知っというてくれればいいですよみたいな形になってしまって、市民の方が自分自身の力をつけないといけないんですよという喚起になってないところがあると思うんですね。その部分を最初にやっぱり入れて、災害ではこういう心理を持ってると危ないんだということをちゃんと押さえたうえで、一つ一つの災害に入っていくというふうにすると、実効力のあるものになるんじゃないかなという。だから、釜石の片田先生とかはこれをやり玉に挙げるわけですよ、これを信じちゃいけないって。でもこれは必要なわけですからね。まずこういうのがあって、ただこれを信じてこれに書かれてないところが大丈夫だと思っちゃいけないよ、あくまでもこれは一つの想定だからこれを超えることもありますよという、そういう喚起をする必要があるの。その辺を書き込めば、今のこの版でもそこを書き込んだだけで力は上がるんですよ。是非そこをしていただきたいと思います。まあそれは是非協力させていただきます。</p>
委員長	はい。他なにか、これをご覧になってございますか。
C 委員	<p>はい。今の B さんの意見に賛成で、この提言の中にも、原子力災害対策を考慮することを通じて、篠山市が災害全般に対して強い町になっていくことを願っていると、そういう内容を入れてるんですね。それは一つ、想定外ということに対応するということが必要で、ハザードマップはさっき言われたようにあくまでも想定で、このハザードマップの危険地帯に入らなかったら安全だという考え方を一つ捨てないといけないということです。それで、冒頭に正常性バイアスの無いように関するページがあれば、全般にわたって、これはあくまでも想定です、これ以外のことにも対応する必要がありますということで、先頭にあつたらいいなと思います。</p> <p>この夏にうちの職場で防災研修をしまして、酒井係長に来ていただいたんです。その中で、身近に起こりうる災害で地震、風水害、土砂災害に、原</p>

	<p>子力災害にも、近隣に原発がありますということで項に含めてもらって、それぞれについてリスクを考えて、いざ避難生活を送るときにどういうことに気を付けたらいいかというようなことをワークショップでお世話になりました。それで、何人か保護者も来てもらいまして、やっぱり地域や保護者と一緒にする必要があるということで、一緒に考えてもらったんです。それで、予想外のこともありますので、いろいろと備えが必要なんですということで酒井さんにまとめていただいたんですけど。一つこれ、シミュレーションの提言3の内容ですけど、こういうパンフレットを出すだけじゃなくて、やっぱり市民自身が災害について研修できる機会というのをどこかに設けてほしいなと思うんです。こういう防災マップを出したからそれで周知をできたということじゃなくて、正常性バイアスを疑うような研修ですとか、そういうのをいろんな場で設定していただきたいなと思います。うちの職場での研修がその先鞭的な感じでさせていただいた気もするんですけども、またよろしくお願ひしたいと思います。</p>
委員長	はい、ありがとうございます。他なにかこの件でございますか。
D 委員	<p>まあ確かに、病気のことを考える前にまず手洗いからというのはもっともですね。疾患というのはわかりやすいんですけど、その前にまず健康管理、あなたの家庭で何ができるかというところから始めるのと同じことで、防災意識を、今 B さんがおっしゃったように、まずあなたが何をしなくちゃだめなのかというのは、どんな災害でも最初共通したところがありますよね。病気でもそうです。感染予防にしても、がんにしましても、最初とにかく不潔だったらだめなんです。そういうところの基本姿勢っていうのは学校教育であるとか家庭で意識を植え付けるというのはすごく大事かもわかりませんね。だから最初にその概念を持ってきていただくというのはすごく良いでしょうね。と言っても保健所がやってるんです、学校教育法で。ですからそこを利用なさったら、作りやすいデバイスになると思いますけどね。そこらへん、市の中でいっぺん検討しなきゃいけないと思います。</p>
委員長	はい。他はよろしいでしょうか。ああ、どうぞ。
F 委員	<p>具体的に学校とか、あるいは地域や職場で災害があった時の対応の仕方については、なかなか範囲が広いのでね、大変なんですけど、しかしそれはこういうふうにして作っていただいとるわけなんですけど、それをもうちょっと学校で言えば教育委員会あたりが中心になってまとめてこういうものを作ったり、小学生向けとかあるいは高学年向けとか、いろいろ段階に応じたものが必要になってくると思いますし、そうした各論については、教育委員会、学校関係それから一般の市民に対するものも市役所でやっていただくか、それからいろいろあると思いますけど、そういうような各論</p>

	<p>をきちっと体系的に作る必要があるのですね、組織的にというか。そういうあたりがこれから大きな、大事な仕事になってくるんじゃないかと。各学校に任せて自主的にやっていただくということももちろん大事なんですけど、やっぱりそれをみんなやりましょうと、組織的にやりましょうというか、そういうことを教育委員会なり、元の案を作っていただくというかね。そういうことがまた必要になるだろうと思うんです。それから、自治会においてもね、そういうことを、D先生の映像を作っていただいて、あれを見ましたけども、それで皆頭の中にきちっと入ってきたか、対応ができるかといったらまだまだ各論ではね、どこに薬をもらいに行くんやというふうなことやら含めて、まだようけ埋めていかなければいけない問題がありますので、そういうあたりの各論的なものを十分、誰がどう作っていくかということをおね、考えていく必要があると思います。</p>
委員長	<p>はい。他はいかがでしょうか。先程の学校等の問題につきましては、この提言の中で、中ほどにもシミュレーションの話、子供向けといったこともご提言いただいておりますから、これについてはこの提言をもとに市のほうでですね、教育委員会なりに投げかけをして、どういう対応をするのかというふうなことについては、今後また議論を深めていくというか、対応について内部では調整なり協議はさせていただきたいというふうに思っております。他よろしいでしょうか。これにつきましてはあくまで参考ということで・・・あ、どうぞ。</p>
副委員長	<p>自治会のほうの動きといいますか、若干ご説明申し上げますと、今年の5月の総会の中で、今年度の大きな目標の一つに防災という部分を掲げました。今年、150名の自治会長さんにお集まりいただいて、まあいきなり原子力災害という部分へ持っていくのも一つなんですけれども、身近な被害といいますか、市島町の例を参考に今研修会を催したということがございます。そういったことを重ねて実施していくというふうな中から、次のステップ次のステップというふうな形で踏んでいく必要があろうかというふうには思っていますけども。第一歩として、今年第1回目の研修会を実施させていただいたというふうな状況でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。そしたらこの件についてはまた何かありましたらということで、次に進めさせていただきます。</p>

(4) 提言4について

委員長	<p>それでは提言4についてということで、資料は5ということですが、その前に私のほうからですね、この提言4についてはヨウ素剤の事前配布ということで、これにつきまして、最もお世話にならないかん医師会について</p>
-----	--

ですね、これまでからこちらのほうから少しコンタクトは取ろうとしていたんですが、具体的にはまだ十分詰められていなくて、先日医師会の役員会のほうに市の担当が行きまして、ご説明申し上げました。いよいよ提言をいただいて、これから前向きに、ということだったんです。ただ、医師会の方もそれぞれいろんな先生おられますし、お詳しい方そうでない方とか、いろいろ説明会で説明をして質問に答えられるのかどうかどうかとか、やはりプロとしてのいろいろな心配とか言うことがございまして、組織としてはなかなかどうしようかみたいなどころもございまして。昨日ですね、再度うちの市長のほうで、医師会の役員会のほうに、私と自治会長にも市民代表というような形でお世話になって行かせていただいて、その場でもいろんなお話が出ましたが、基本的には、まずは医師会としてもこのヨウ素剤について研修をしたいということになりまして、D先生のほうにその段階で兵庫医大の太城病院長のほうからもお話がございまして、できるだけ早い段階で医師会の先生方にまずは研修をしていただくと。まだ昨日の今日なので薬剤師会のほうにはお話はできてないんですが、薬剤師会のほうでもその前の回答の中ではなかなか動きにくい部分もあって、それも賛同する方で、ということもお聞きしているんですが、それも今回の医師会のお話を受けて、是非また薬剤師会のほうにも再度投げかけをして、できたら医師会の研修とあわせて、一緒に研修していただけないかなというふうなこと、これはあくまでまだこちらの都合なので、それについてはまた薬剤師会のほうに正式にお願いをして、できれば医師会と同一歩調ぐらいでお世話になればと思います。ただ改めて、医師会でおっしゃってますけど、医師会といっても一人ずつの集まりなので、全員が強制的に行かせられるものでもないし、やはり最終的には賛同する者が、ただ組織としてはそういう研修を重ねながらということでも今後やっていくというお話を昨日いただきまして、さっそくにできるだけ早い段階で研修を受けていただいて、そういったことを踏まえて医師会が今後どういうふうな関わり方をするか、そのお医者さんの数によって、事前配布をどういう形で進めていくかというようなことも検討していきたいということですので、むしろ事前配布については今そういう準備が始まったところというふうなことでご理解をいただきたい。ただ逆に言いますと、医師会のほうで正式にそういうお話をさせていただけたということで、自治会長からもそういう市民の立場でお願いもしていただいて。現実はやっぱりなかなか難しい所も、みなさんプロですから、逆にそのことに対するいろんな思いもあるようなので。そういうことで、市長が行きましてそういうお話をさせていただきましたので、ヨウ素剤についてはそういうことで今後医師会あるいは薬剤師



	<p>会と常に調整しながら、それによって市がどのタイミングでどう配れるのかというようなことを話し合ってくださいし、委員会にはその都度そういうご報告なりご相談をさせていただきます。私のほうからそういうことで昨日のご報告をさせていただきます。B 委員、お願いします。</p>
B 委員	<p>はい。要するにね、3 歳以下にシロップを作って実際にその時に配るのは大変で、なんとか事前に渡せないかと思って、見ていたらいわき市がこういうやり方（丸剤を分割して与えるという方法）をしているっていうのがあったので。これは、D 先生がどう思うかということにかかっていると思うんですけども、これでいいのであれば、先に配れちゃって楽だなと僕は思うんですけど、先生いかがでしょう。</p>
D 委員	<p>けっこう難しいと思います。いわき市がこれやられたんだと思うんですけど、まずこれをやるにあたってはね、昨日連絡をいただいたんですけど、やっぱり薬剤師会の協力がどうしても要すると思うんですよ。まあ一応劇薬指定ですので、ヨウ素剤と申しまして。いや劇薬指定といってもしれてますよ、イソジンガーグルですから。でもやっぱり子供っていうのは大人の小型とは違うんです。反応は体重比ではないんです。ですからそのことを考えると、いろんなシチュエーションを考えると、なかなか配れないと思います。僕が講演の中でも乳幼児に関しては言及しなかったのはそこらへんの話で、ただそうは言いながらも一番彼らを守らなくちゃダメなのに、そこを言えないっていうのは非常に不甲斐ないところではあるんです。実は今話しがあった、医師会の方で僕に話をしろということでしたので、そこらへんのことをいっぺんざっくばらんに話しようかなと思ってます。これは、小児科の先生を中心として、あるいは養護の先生ですね、前にも申し上げた学校の。養護の先生と小児科の先生に来ていただいてちょっと話をした方がいいんじゃないかなと。それまではね、あまり我々のほうで突出したことを言っても、現場がついて来ないと、その協力体制どうのこうのと、彼らがたぶん迷惑するだけだと思うんですよ。良いということがわかかっていても、その投与のし方を間違ったら大きな重篤な合併症が出るのが幼児ですのでね。感染とかいろんな問題、シロップっていうのはばい菌の塊ですよ、はっきり言うと。こんなペットボトルやったら 1 週間置いといても腐りませんが、これは防腐剤いっぱいですからね。普通に作るシロップやったら 2 日おいたら雑菌だらけです。ですから、ちょっとそこらへんの問題は、講演した時に薬剤師会の方にお話をして、どうしたら協力を得られるか、去年の 7 月の講演の時に現場でちょっと話をさせてもらって、頭を抱えてらっしゃいましたからね。ですから、もうちょっとそれに関しては、総論では語ることはできるんですけども、具体的にここまで</p>

	の表記をしちゃっていいのかなという。した以上は我々やりたいと思うし、やらないとだめだと思うし。書かないとできないから書かない、そういう意味ではないんですよ。そうではなくて、もうすこし調整の時間が必要じゃないかなと思います。僕普段はてっとり早くやっちゃおうと言うほうなんですけど、これに関してはちょっと慎重になる方がいいんじゃないかなと思います。やっぱり乳幼児っていうのはちょっと違うと思ってます。
B 委員	そうですね。
委員長	G 委員さん何かありますか。
G 委員	いいえ。
D 委員	今篠山市で乳幼児は何名ぐらいいらっしゃるんですか。3 歳児健診は何人受けられますか、年間。
事務局 (課長)	3 歳までで、ざくっとですけども、1,000 人ですね。900 の後半ぐらいで、ざくっと 1,000 人程度。
委員長	今の小学校の新入生がだいたい 300 人です。
D 委員	だからその年齢層で言うと、300、300、300 と、そういう計算になるんですね。3 歳以下は 900 人という、そういう計算ですね。
委員長	まあ単純に言うとそれくらいかなという、単純集計ですけど。
D 委員	3 歳児健診、7 歳児健診ってたしか・・・僕乳幼児のほうは詳しくなくて申し訳ないんですけど、何歳と何歳でしたか、市で面倒見てらっしゃるのは。市によって違うんですよね。ちょっと調べてもらえますか。
委員長	また事務局調べてください。
D 委員	その機会にもできるとは思うんですよ。
B 委員	単に D 先生がおっしゃってるっていうだけでなく、確かに篠山市の医師会の方、それに D 先生とか、そういう・・・
D 委員	それはね、一番及び腰になるところだと思います。乳幼児に関しては。一番大事なんですよ。一番大事だし影響を受けるのも子供だけ、前もって置いておけないという非常に難しいところです。
B 委員	そうですね。それじゃあまあ参考資料として検討していただければ。
委員長	あと、この事前配布についてよろしいでしょうか。医師会への研修ということで、また D 先生にはいろいろとお世話になりますがよろしくお願いたします。あと薬剤師会のほうには、うちのほうから正式に会長さんにお伝えをして・・・
D 委員	薬剤師会のほうで、備蓄の場所とか、その問題もありますので、是非研修といたしますか、実は各戸配布と申しまして各戸配布のときの薬の保管の問題、それから篠山市の場合は各戸配布じゃなくて集合場所にも備蓄する予定でしょ。他の今日の資料を見ても、公営の病院に一律して管理するみ

	<p>たいな書き方しかしてない。それは保管の状態とかいろんな問題があるから。それから薬剤師法の問題があるからだと思います。最初の時僕が言ったとおり、薬剤師さんの協力が無かったのでは、医者が勝手に言うところということでは、これはなかなか埒が明かないんですよ。勝手に話をするっていうのは失礼なことだと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。ではそういうことで、事務局、昨日の話あるいは今日の話を受けて、是非ご協力をいただけるように。</p>
D 委員	<p>けっこう関心持って来てはりましたよ、講習会の時も。けっこういらっしやいましたよね、代表の方も。</p>
G 委員	<p>はい。</p>
A 委員	<p>手順的に、医師会のご協力、薬剤師会のご協力、あとどういった手順が事前配布までの手続きとしてあるのでしょうか。</p>
委員長	<p>医師会のほうには、うちとしてはある程度コンタクトを取っておるつもりだったんですけど、向こうにしたらやっぱり難しい問題やなという部分がございます、正式に言ったのは昨日が最初みたいな形になってましてですね、ですからあまりうちが先走るとまた医師会さんも勝手にしよるみたいな、悪い意味ではなくそういうことなので、まずは今度研修受けていただいて、その反応でこれぐらいならできるとかもうちちょっと研修せなあかんとか、そういった医師会の今後の考え方を受けてうちは動くということになります。</p>
A 委員	<p>いや、お聞きしたかったのは、市長は何としてでも今年度内にやってしまいたいとおっしゃってたと思うんですけども、いろんな調整が必要だということ、それが次年度に伸びることもあるのかなというのもお聞きしたかったんです。</p>
委員長	<p>実はそれもですね、昨日そういうお話させていただいて、あまり無理にやると逆に医師会さんのほうのご理解が得られない、やっぱり薬ですから向こうも慎重にお考えになるし、厳しいご意見もいろいろとございましたから、ちょっとずれる可能性は大いにあると思います。ただ、逆にむしろ実現に向けて、医師会とお話もできたということで、前の段階からいうとちょっと遅れつつあるんですけども、市としてはいわゆる全国に先駆けたすごいことが動き出したなという感じはしております。</p>
D 委員	<p>この委員の中に医師会代表で委員を招いてくださいと言って、J さんが入ってくれたんですけど、彼が篠山市の医師会の代表に相当するのかわちょっと疑問だと思うんですけどね。去年の7月に2回講演した時も、医師会あるいは薬剤師会の関連の方も一緒に来ていただいていたのが建前だったと思うんです。一部の方は参加していただきましたけども、それからまだ</p>

	<p>医師会全体の中での徹底には至ってなかったんじゃないかなと、僕自身もそれは思います。それは我々も再チェックするべきだった。これはもう反省点ですね。現場でスクリーニングであるとか事前チェックに一番働いてもらわなくちゃだめだし、責任を持つわけですよ、医者っていうのは。看護師さんがやっても責任は無いですけども、医者は責任取らんといかんので。矢面に立つのは俺じゃないかと、なのになぜという気持ちになったと思うんです。ですからソフトランディングさせる時間も必要だし、おそらく年内は無理だと思います。</p>
副委員長	<p>昨日、市長副市长と一緒に参加させていただいて印象を受けたんですけど、市長の思いというのはかなり熱心に対応しようというふうな意識がございました。こうしてみなさん方から提言をいただいた内容ですから、必ず実現させていかないかんというふうな意思を持って対応いただいたというふうに思っています。そういう中で、やはり今 D 先生もおっしゃっていただいておりますとおり、医師会薬剤師会、この部分を抜きにして物事の処理ができるかといったらできへんというふうな実態がわかりましたので、そこへしっかりとお願いをしていく、また意識をしていただくという中で進めていくのが最も適切なやり方やろうなど。さらには、今は市長さんが中心になって活動されてますけども、もう一つ議会というのがありますので、そことの連携ということからしますと、なかなか前提として医師会薬剤師会のある程度の共に行動するというふうな部分が無ければ、なかなか議会のほうも応援は無いただろうというふうな気もいたします。そういった意味からすると、先程おっしゃっていただいたとおり、市長はこの前の話の中で 9 月というふうなお話をされましたけれども、そういう意味ではもっと慎重にやっていただく必要があるんじゃないかなというふうな思いをしたところです。慎重にやることによって、物事がぐっと進んでいくような気もいたしましたので、そのへんだけご理解いただきたいなと思います。</p>
D 委員	<p>ざっくりばらんに、医師会との話し合いの時に反対意見は出ませんでしたか。</p>
委員長	<p>出ましたね。その前の時にかなり強い反対があって、</p>
D 委員	<p>どんな反対意見でした？</p>
事務局（課長）	<p>慎重論が多かったんですが、それは誤飲であったり紛失の部分、それとやはり副作用ですね、いわゆる他の薬との併用の関係の部分でより慎重にならざるを得ないというようなご意見は出ておりました。</p>
D 委員	<p>それだけですか？今おっしゃったようなことだったら正直言って全然問題ないですよ。</p>
事務局（課長）	<p>先程委員長も言っていただいたように、平成 24 年からこの委員会を立ち上げて動いている中で、J 先生も入っていただいていたんですけども、私た</p>

	<p>ちはあまり詳しくないので、放射線に詳しい先生ということで出したんですよということで、医師会としての代表というような意識ではあまりなかったというような。</p>
D 委員	<p>それはむこうの問題でして、別に構わないんですけども。まあね、医者というのはまず地域住民の健康と命を守るのが使命ですから、根本的なところではこのヨウ素剤を配布するということはそれにつながりますので、問題ないと思うんですけども、そこに至るまでにね、ちょっと難しい部分が出てくると思うんですよ、彼らの中に。イデオロギーも含めまして。ですからそれをいかにソフトランディングさせるかというのを、ちょっと僕も考えてはおるんですけども、いっぺんへそ曲げちゃうとなかなか難しいですね。まあでも基本的な地域住民の命を守る、健康を守るということで、説得はするつもりであります。ただ願わくば、できるだけ親密に、市としてもこの委員会としても、医師会なり薬剤師会にもう少しコネクションを持っていただきたい。</p>
委員長	<p>根本的に言うとやっぱりね、うちはコンタクトと取ってるつもりやったんですが、医師会としては正式に聞いてないと。そこで提言が出て、市が頼みに来て、何回しろとか言われても知らんがな、というようなことです。これは事務局がもうちょっと何か・・・、それから放射線の専門医を派遣しただけであって、というようなこともすべて昨日言われましたから。むしろそれはすっきりしたというか。</p>
D 委員	<p>やっぱりだいたいそこらへんのことやろうと思うんです。提言書が先に出ちゃって、それに対する医師会の反応が無かったので、僕は逆にそうじゃないかなと不安だったんです。ですから、これまでのことは別として、私にできることはやりますので。</p>
C 委員	<p>いいですか。ちょっと学校を挟んでの意見なんですけど、この原子力防災というものの、それにおける安定ヨウ素剤に関する思想的なところですね。そこは押さえられる必要があるかなと思うんです。というのは、安定ヨウ素剤を飲ませる人は誰なのかということなんですけど。学校の立場からすると、別に僕が学校代表で言うわけじゃないんですけど、いろんな養護教諭の先生と話していると、学校で飲ませることは基本的に難しいということが現状の立場なんです。なので、じゃあ誰が飲ませるかという、家庭の役割というのがどうしても重くなってくると思います。この事前配布の際の、その意味での大きなポイントは、やっぱり安定ヨウ素剤を飲ませていただくのは家庭の責任でということが、思想的なところの重要なことになるんじゃないかなと思うんです。</p>
D 委員	<p>途中でごめんなさいね。それは学校教育でも家庭教育でも現場の責任だと</p>

	僕は思います。それはその事案が起こったところが学校であれば学校の責任だし、家庭であれば家庭の責任だし、山の中で起これば山の中の責任だし。
C 委員	はい。ただ第一義的に、基本的には家庭の役割が一番目じゃないかなと。
D 委員	わざわざ書く必要がありますか。よく分かるんです。たとえば第一義的に書いてあると、家庭の承諾を得ないと学校では投与できなくなるんですよ、逆に。
C 委員	でも学校の現状はそうですよ。学校での与薬というのは、家庭の依頼書があって初めてできるんです。
D 委員	ただしそれは時間的な余裕がある場合です。インフルエンザの予防注射とかそういう場合。時間的な余裕がない場合に、それこそ東日本大震災の場合もそうですけども、時間的な余裕がない場合に確認しとったら、時間的な余裕がないがために、学校がそれを確認するがために救援が遅れて死なせてしまったということになっちゃいませんか。
C 委員	でもね、失礼ですけども、さっき D 先生もソフトランディングっていうことおっしゃいましたけど、学校現場も非常にデリケートな部分があるやっぱありまして。やっぱり今安定ヨウ素剤という飛行機が離陸して、ソフトランディング、学校現場にどういうふうにとどまるとかという時に、学校の先生が場合によっては飲まさないかんというだけでは、なかなか浸透していかない部分がありますね。
D 委員	だからね、書き方は僕が最初に言ったとおり、いわゆる免責事項が絶対に必要なんですよ。誰が指示をしてもそれによって責任を問われない、緊急の場合。最初の会の時に僕言ったと思う。山の中でチームリーダーが、自治会長さんが言うにしろ、その中の一番年長者が言ったにしろ、医者じゃない人が言って、それで合併症が起こった場合、「お前医者じゃないのに飲めと言ったから合併症が起こったんだ」ということが言われないように、免責は絶対に必要なんです。それなくしてはこんなもの成立しないんです。そのことを僕は医師会でも言うつもりです。
C 委員	はい。教育委員会にも協力を求めるというふうには、副市長がおっしゃたんですが、教育委員会の立場としても、おそらく一緒だと思うんですよ。学校でも薬剤というのは、現状としては投与できないというのがあるので、もし安定ヨウ素剤を扱うのであれば、基本としては家庭で飲ませていただきたい。そのために事前配布なりで各家庭に配る。その次として、緊急時に避難所で飲むとか、そういうことが発生してくるという位置づけでいいのではないかなと思ってるんですけども。
D 委員	ちょっとその基本というのはいわゆる専守防衛と同じでなかなか難しい問

	題になってくるんですけど、発令された場合、時間的余裕がある場合には家に帰ってから飲みなさいということですか。
C 委員	そうです。だから今も学校・・・
D 委員	発令された場合に家に帰ってから飲みなさいという、その時間的な問題というのが、それを消費していいんでしょうか。逆にそれがすごく責任問題、それをここで書くということは我々委員会の責任になっちゃいます。
C 委員	でも今の現状はそうです。今は学校としては引渡しをして、お家へ引き取ってもらって、そこで服用です。
委員長	それについてはですね、いよいよ今から安定ヨウ素剤の事前配布、昨日もすぐに言われたのは、「学校におるときはどうされるんですか」という、やっぱり素朴な疑問で、子供はとても大事やとってやりよるけど、学校の時はどうするの、というのがやっぱり出るんです。ですから、これはヨウ素剤の配布がこれから進めば進むほどいろんなケースが出てきますよね。それは市のほうで教育委員会も巻き込んで、医師会も巻き込んで、その場合どうするのかというのをやっぱり、学校現場にあるいは教育長ぐらいから乗り込んでいってもらわないかんかも知れんし、というふうなことで、それは個々これから対策なりどうしていくのかというようなことは考えていかなければならないかんというふうに思います。医師会の方からも別件で、たとえば医療行為に該当するのかどうかとか、やはりプロとしていろんなご質問出ております。配布するときはあくまでそれは診療所になります。診療所開設届を出して、市が責任を持ってやりますであるとか、副作用が生じた場合の責任の所在ということで、これはもう市が責任を取るということで昨日も医師会に返事しております。そういったこともはっきりしながら、そういう学校教育現場の話もしていくという形になるのかなという気はしておりますので、そのあたりはまた今後、そういう現場の声も聴きながらどういうものか、進んでいくべきなのかあるいは、いろんなお声を聴きながらしていくべきのかなというふうに思います。
D 委員	ですから、今回提案書が出てね、具体的なものが動くということになった場合に、実際の現場の方々の、今言った学校医の先生方に来ていただくとか、そういう方にやっぱり現場に来ていただかないと、そういった細かい打ち合わせとか具体策はできないんじゃないですかね。ですから、委員の改選じゃないですけど、これまでの提言書の作成と、今後の実施にあたっての委員はまたちょっと違うんじゃないかと思います。我々の仕事は、たとえば今回医師会でしゃべろうと思ってるのはそこまでのことをしゃべる必要はなくて、まず概念と必要性と、まず必要だということを確認していただいて、安全で必要だということを知っていただいた後、実際にどの

	<p>ような摂取のし方投与のし方をするのは、その後の問題なんです。その前段階で止まってたら絶対進みませんので。まずそこまでを概念として知っていただくのが我々の役目だと思います。それが提言書です。その後に議会にあるいは市長に承認されて、具体的な各分野で具体策を講じていくことはこの前の話し合いで決まったことですから。その先はそれぞれまた部会ができてくるんじゃないかと。</p>
C 委員	<p>1 点だけ。学校でわだかまりとしてあるのが、さっきの医師会が言われた副作用とかね、それは低いということは僕もわかってるんですけども、その心配はあるのと、もう一つは手続的なところで、やっぱりトップダウン的に下りてくることに非常に抵抗を持っておられてるところがありますね。それでやっぱり今までの安定ヨウ素剤についての政策の段階で、現場の人はかんでないので、やっぱりどこかで、どういうふうな扱いを家庭にしる緊急時に飲むにしるどこかで・・・</p>
D 委員	<p>だから提言書があつてこういう意見が出ましたと、実施にあたって現場のみなさんここに集まっていたいて、みなさんの問題点は何かということをお聞きして、前に進めると。これは学校だけじゃなくて、老人ホームであるとか養護施設、それこそ弱者の問題もありますね。いろんなところでそれぞれ実施するにあたっては、そういう人たちの代表者が集まってもらわなくちゃだめだと僕は思います。それは実際の運営方法の問題でしてね。それが全体の、本来の提言のほうに影響を与えたらいかんと僕は思ったので。</p>
C 委員	<p>はい。ソフトランディングのためにやっぱり。</p>
D 委員	<p>いや、わかりますよ。非常によく分かります。</p>
委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
E 委員	<p>ヨウ素剤のことについて一つ質問があつたんですけども、今のことについてちょっと意見を先に言いたいんですけども、私はデイサービスの管理者を普段やっているんです。認知症の方とか判断能力が不十分な方の服薬の介助というのも普段やっているんですけども、そういう場合は医師の処方をちゃんと書面で確認して、家族の同意を得たうえでやります。じゃないと違う薬がもし混じってた場合に飲ませるっていうのは、非常に責任を感じます。でもそういうふうにして普段やっているんで、事前に親御さんの同意があつて、きちんと医師の処方というか確認が取れているということであれば、何も問題は無いんじゃないかなというふうに、その問題としてはですよ、現場の意見は現場の意見としてあると思うんですけど、そのように、似たような事例で思いました。ということと、ヨウ素剤の配布についてなんですけども、ちょっと前の新聞記事で、希望者が申し出て、配布</p>



	するというようなことを読んだんですけども、それはどうなんですか。そこまで話は聞いてないですかね。新聞には出てたんですけども。
事務局（課長）	事務局の考えているのは、もちろん対象は全市民。乳幼児を省いてですけども、全市民の方を対象に説明会をさせていただいて、そこで本人の希望で事前配布を受けたいということであれば配布という形になってますので、あくまでも、
委員長	強制しないという意味の裏腹ですね。
事務局（課長）	そうです。
委員長	要らんという人にまで無理には渡さないですよ、ということが多少表現としてそのような形になったのかと。市長も繰り返し言ってますからね。強制的には渡せへんし、というようなことは言ってますよ。
E 委員	拒否できるという意味だったらいいんですけども、申請しないともらえないという仕組みだと、たぶん配布というか普及率はすごく低くなってしまふなと思ったので。拒否できるという意味だったらいいと思いますけど。
委員長	そういう意味と、もちろん取りには来てもらわないといけないので、そのあたりの微妙な表現になっているかなという感じはしますが。
E 委員	なるほど。基本的には各戸配布というルートが確立されるべきだと思います。
委員長	あと、先々では年齢の問題がどうなるのかというような問題も出てきませんかね、先生。
D 委員	出てきますね。若年者がどこからというのもありますけど、高齢者はどこまで本当に必要なのか。まして介護の必要な方とかね。まあそういったことは医師会の問題にもなりますので。選択の自由ということは基本的な人権の一つですし、予防注射でも、どれだけ怖いインフルエンザだろうが接種されるのは本人の選択です。生きる権利と死ぬ権利と両方ありますので、人間は。
A 委員	私も E 委員に関連して事前配布と緊急時配布と、やっぱり分けて考えたほうがいいと思うんですね。緊急時配布においては免責事項もありますし、学校現場においても、もしも事前に同意があって投与する、何かあってもその時は、緊急時における投与についてはどんな場合も免責される可能性があると思うんですけどね。今ここで問題になっているのは、事前配布のほうであって、事前配布で希望者に対して配布するということになると、対象者は一定数いるとしても、実際に医師の説明を受けて受け取る人っていうのは、もっとずっと少なくなる数を想定されてますよね、事務局としても。
事務局（課長）	はい。人口約 43,000 いる中でも希望者という形になりますので、もうすこ

	し少ない数字を想定はしてます。
A 委員	なので、最初の第 1 回目の事前配布の場合は、想定されている対象者より圧倒的に少ない希望者に対して事前配布がまずなされるんじゃないかというふうに思ってるんですよ。そうすると、この希望者に対して市が配ることができると言ったところで、関心がない親もいますから、そういう申請をもししなければならぬということになれば、面倒くさいからいざという時に必要なだけでうちは要らん、とあるいは、何もしなくてももらえるということではないんですね。基本的に医師の説明を受けたその後に事前配布が行われるという、段階を踏まないといけないので、基本的には篠山市の対象となる、何歳以下とかあるんですかね、その人たちに対しても実際に配られる個数自体少ない、圧倒的に少ないというのであれば、お医者さんでも管理しやすいと言ったら変なんですけども、やっぱり先にとりあえず事前配布を前に進めるという意味では、少ない数の人に対しての事前配布から進めて、ちょっとずつ増やしていくという、そういうほうがいいと思うんですけども。
D 委員	まさにそうだと思います。神は自ら助くものを助くと。失礼な言い方じゃないんですよ、そうじゃなくて、これは啓蒙活動の一環でして。
B 委員	そうです。啓蒙活動ですね。
D 委員	予防注射っていうのはね、最初は、ちょっと僕いつもシニカル言い方しますが、予防注射をうちは必要ないと最初思った人が、隣の子はしてるって子供が言ってきたら、じゃあやっぱりうちもしましょうか、となるわけです。その第一歩です。だから最初は少なくとも全然かまわない。
A 委員	ですよ。
B 委員	そう思います。それこそそれで迷った人がね、自分の主治医のところ行って、「先生、僕もヨウ素剤もらった方がいいんやろか。」と言った時に、医師会との連絡がちゃんとできてなければ、「聞いてへんで」とかいう話になると、混乱してしまいますよね。
D 委員	その時に医者としてね、基本的な意味合いとして、数少ないお薬の中で 1 種類お薬があるとしたら、それを飲まないでおきなさいという医者はいないです。だから医者に相談した場合には必ずもらっておきなさいと言われてます。その人に基礎疾患が無い限りね。彼らにはそのルールアウトをしてほしい。その話をするんですよ。
A 委員	ということで、少ない数の事前配布からでも、とりあえずスタートしてしまえば全国初なんですし。
D 委員	でもその前に、医師会と薬剤師会の了解を得とかんとね。
A 委員	もちろんそれを全部クリアしたうえでね。最初スタートするという時には、

	たくさん配るっていうイメージは私は持ってないです。
D 委員	ですから医師会の方に言う場合にも薬剤師会の方に言う場合にも学校の先生に言う場合にも、一般的にはこういう呼びかけをします、その中でご希望者の方に対して配布する予定ですので、それに関する不安材料であるとか心配や相談事があった場合には、それに対して不安を解消するような相談を受けてくださいよという、そのお願いをするんです。
C 委員	よろしいですか。希望者なんですけどね、たとえば小さいお子さんとか、高齢者の方とか、まあ小さいお子さんについてまず中心に話をしますけど、小さいお子さんがヨウ素剤の必要性を判断して手を上げませんよね。じゃあそこで、さっきも言ったヨウ素剤を服用させる責任の主体ですけど、やっぱり家庭の判断で、うちの子には、
D 委員	希望を出すのはもちろん各戸配布ですから、まずヨウ素剤をもらうかどうかはもちろん家庭の判断です。
C 委員	そうですね。うちのおじいちゃんに対しても、まあおじいちゃんやったら判断できるかもしれませんが、家族でうちに必要やというのを判断するのは、子供のことを考えると家庭ではないかなと。
D 委員	それは配布の問題であって、先ほど言ったのは投与の問題です。
C 委員	そうですね。希望をあげる段階でもやっぱりそれが要るんじゃないかなと思うんですけどね。子供の分はやっぱり家庭を通して希望を出すということになるんじゃないですか。
D 委員	その話ですけども、これは学校の食物アレルギーの話と一緒になるんですけども、うちの子にもしものことがあった場合はエピペンで処置をしてくださいというのがありますよね。あれと同じことだと思います。何も問題ない。それは学校でしてください。学校で一番傍の先生がやることになってますでしょ、エピペンは。
C 委員	ヨウ素剤を受け取る希望を出すときも、
D 委員	そういう家族の希望があった場合には当然、学校としては応えてきましたでしょ。
C 委員	その場の処置の話というよりは、ヨウ素剤の必要性を、手の上げ方ですけどね。
委員長	手を上げるのは、うちが今か考えてるのはあくまで保護者説明会をして、保護者にお配りをする、
C 委員	保護者が子供の分を受け取るわけですね。
委員長	そうです。
D 委員	ただし、学校で緊急事態が起こった時の投与は学校でもらうということです。

委員長	そうです。
D 委員	ですから、配布に関しては各戸に対しては賛同、お子さんに対してのね。緊急時の投与に関しては、学校に対して事前に、エピペンが処方されるように、この子にはこういうアレルギーがあるからアナフィラキシーショックを起こした時には現場の先生がエピペンを打ってくださいと、本人が持っていますから、その同意書と一緒にです。僕はそう考えてます。
C 委員	はい。私が言いたかったのは、その必要性を手を上げる時に判断の主体となるのは家庭で、子供なり家庭の全員に対しての必要性を判断して手を上げることになるのかなと思います。必要性の有無を判断する責任の主体というのは家庭にあるのかなと。
D 委員	もちろんそれはそうですよ。自分の子供に対してアレルギーを知ってるのは家庭ですから。現場の先生は医者じゃないですから、それを判断しろということではないです。そのうえで、この子は大豆アレルギーがあるからエピペンを打ってくださいというのと同じことで、家庭が同じようにヨウ素剤に対しても認識を持てるのかどうかはまた別問題ですけど。それは割と問題無く行けるんじゃないかと思うんですけどね。もうすでにやってるシステムですから。
C 委員	だから、事務局がヨウ素剤は必要ですかという希望を聞く時に、たとえば一般的に広く「欲しかったら手を上げてください」と言うんじゃないくて、たとえば家庭用にね、うちの家族として、家族の分必要ですという、家庭単位で提出するという必要になるんじゃないですかということです。
D 委員	もちろん家庭単位じゃなくて個人単位なんですよ、一人ひとり。それを代表者が書く形になると思います。
C 委員	各家庭にそういう文書は行ったほうがいいんじゃないですか。
D 委員	もちろん行きますよ。
B 委員	母親は飲むけど父親は要らんっていう人も居るでしょ。
D 委員	だからそれを代表者が全部書く形になると思うんですけどね。
C 委員	でもやっぱり子どもの分は親が書いていただく必要があると思うんです。
委員長	もちろんそうです。ですから基本的には本人申請なんですけど、子供等の場合は親が申請していただくと。 他よろしいでしょうか。はい、どうぞ。
H 委員	安定ヨウ素剤の件で、篠山市消防本部、消防長といろいろな他の件で話をする中で、根っから消防本部のほうの安定ヨウ素剤についての、たとえば備蓄とか、ちゃんとしたところがあるみたいですね、消防本部に。その関わりがあるのかないのか。ちょっとそれだけまた確認してください。消防長

	の代わりに質問です。
委員長	<p>今の備蓄場所については、主たる市民が近い場所というようなことでやっておりますから、それはまた事務局聞かせていただいて、またそれも役に立つと思いますので、参考にさせていただきます。</p> <p>次にいかせていただいてよろしいでしょうか。はい、それでは最後 5 つ目の、提言 5 について、これはあくまで現状の報告というようなことになろうかと思いますが、事務局お願いします。</p>

(5) 提言 5 について

事務局 (課長)	<p>失礼します。原子力災害を含んだ災害全般に対する備えを強化してくださいという部分で、資料 6 で現在防災に関する取り組みをしている内容を書かせていただいております。一つは防災啓発の活動ということで、「いのちを守る防災マップ作り」ということで、住民参加のワークショップという形で、自治会単位で実施をしております。平成 21 年から事業を実施いたしまして、平成 26 年度末までに 123 の自治会で実施をしております。これについては、先程見ていただきました篠山市の防災マップ等を使いながら、各自治会での浸水想定区域であったり、土砂災害警戒区域を確認していただくほか、火災が起きた場合に延焼する恐れのある区域等を確認していただいて、消火栓がどこにあるか、水利がどこから取れるのか、また AED がどこにあるかなどを地域の方で自ら確認をしていただいて、マップ作りをしていただいております。それから 2 番目ですけども、土砂災害防災訓練の実施ということで、これは平成 20 年度から毎年 1 校区で実施をお願いしております。27 年度については、6 月 13 日の土曜日ですけども、今田地区で実施をさせていただきます。住民の参加が 681 名、関係機関の出席が 208 名ということで、合計 889 名の参加で実施をしております。それから、D 委員にお世話になった DVD を活用いたしました、原子力防災の学習会の実施におきましては、平成 26 年度に 206 の自治会、それから今年度に入りましては 21 の自治会、12 自治会で実施済み、9 自治会で開催を予定しております。その他防災の出前講座ということで、まち協単位であったり各自治会、老人会等でも要望がございましたら、市民安全課の職員が出向きまして、講話等させていただきます。その後の A3 のものにつきましては、今田の防災訓練の分を付けさせていただきます。篠山市、教育委員会、消防本部、また自治会長会であったりまち協が主体となって、警察、自衛隊、消防団、民生委員、その他多くの関係機関が参加していただいて、災害時にどういふことをすべきなのかということで、消防団の方については土のうの部分であったり、</p>
----------	---

	初期消火の訓練もしていただいたりしながら、市民に対して日ごろの備えの大切さを学習してきていただいております。以上です。
委員長	一応今市はこういうことをしておるといことで、委員会の中でもっとこういうことをしたらいいんじゃないかとか、そういったことも是非またお聞かせいただいて、今後の訓練なりに活かしていきたいというふうに思っております。今田の時は原子力は何も入ってないんですね。
事務局（課長）	今田の時は、地域のほうで土砂災害を中心に組みたいというご希望がありましたので、それに沿ってさせていただきました。西紀北の場合は B 委員さんにお世話になって、原子力に関する講話もしていただいております。
B 委員	こういう時に呼んでいただくと、市民の方が防災モードになってるので、一番入りやすいんですね。
委員長	人数も多いですね。これはむしろ事務局が PR して取り組んでいただくような仕掛けをしてください。地元の意向もあるやろうけど、そこでちょっと PR してください。 一応これは今こういうことをしてますけど、先程申しましたように、もっとこんなことを、というのをご指導いただいたらというふうに思います。どうぞ。
E 委員	原子力防災の学習会をこれだけの自治会でされてるといことは本当にすごいことだと思うんです。一方でなかなかやっぱり今までの考えだったりとか認識を変えていくのはなかなか難しいことなんじゃないかなと思うんですけども、そのへんの反応とかたとえばアンケートとかは取られたりとか、そういうのはあるんでしょうか。
事務局（課長）	前回の委員会の資料にも付けさせていただいたんですけども、市の職員が出向いて説明をさせていただいておりますので、その中で意見等を集約させていただいたものを、抽出になってる部分もあるかなと思いますけども、賛成の意見であったり、反対というか、不安を煽るのではないかなというようにご意見等もございました。
E 委員	何かわからないとか、こんなの必要あるんだろうとか、そういうこともあるんじゃないかと思うんですけども、どうですか。
事務局（課長）	地域によってもいろいろありますんで、一概には言えないんですけども、私が行ったところであれば、わかりやすく説明していただきましたという概ね好評のご意見があった自治会もございました。
委員長	ただ E 委員、これは住民学習なので、関心を持ってはる人が来てはる。だから人数は実はそんなに多くないんです。ある程度意欲的な人なので、集落あたりの参加者はそんなに多くは無いので、これは市の課題なんですけ

	<p>ど。だからあまり極端なことをそこで言う人はあまりいないんじゃないかなと。ある程度大事だと思って来てくれてはと思うんです。だからこれに來られてない方の中にはやっぱりいろんな考えをお持ちの方がいるんじゃないかなと思います。無関心な方も含めて。</p>
E 委員	<p>じゃあ参加者数がバロメーターで、これが増えていったらいいと。わかりました。</p>
I 委員	<p>私たちが支援する人というのは、情報が届きにくい方が多いですよ。だから安定ヨウ素剤と聞いてもそれが何かわからない。だから飲むのも飲まないのも、そういうことすらわからない。この前の提言の中に、何か起きた時に、働いていただく方は40歳以上の方に働いていていただいて、それ以下の人はどこかに避難されるのがいいんですけど、と言われることを聞くと、私たちが被曝しても障害が出るのは死んでからやからもういいんかなとか思ったり、まあそれは冗談ですが。私たちは支援する人が、高齢者とかあまり外に出ない人にお話しするんですね。そういうことは民生委員児童委員も勉強しとかなないと、お話ができないんですね。だから今おっしゃったように、そういう講演会とか勉強会があればいいんですけど、この前から民生委員は人権のほうの依頼がいろいろ入ってきていて、いま民生委員自体の勉強もしないとだめやし、このあいだ合同研修があった時のバスの中でね、提言していただいたことをちょっとピックアップして、難しい「何km以内」とかいうことじゃなしに、とっとと逃げるであるとかそういうことを中心にして、それ以外の安定ヨウ素剤を飲む必要とか時間というのは市の方をお願いして、バスの中でしたんです。そしたらやっぱり、その中でも、民生委員でも安定ヨウ素剤というのは、24時間しかもたないのかとか、何年もつのかというような質問が出てきたんですね。だから、教えると言ったら大げさですけども、高齢者の方に知らせたり聞かれた時に言ったりするのに、私たちもちょっと勉強しないと、私もここに来させていただいてすごい勉強してるんですけどね。小学校とか学生さんは本当に大事なことやと思いますので、本当に一人残らず聞いて飲まれないかなと思いますけど、高齢者はそうやって、40歳以上は副作用が出るころには死んでるかとか思って、どっちでもいいかとか思うんですけど、やっぱり人権から言ったら一人残らずちゃんと聞いて、納得して飲む飲まないを決めたほうがいいかなと思ってます。</p>
委員長	<p>はい。おっしゃるように、とりあえず住民学習ということで今進めてますけど、やっぱりいろんな機会をとらまえたり、特にお世話になる民生児童委員さんなんかは特にそうなんですけど、やっぱりそういうところにもちゃんときっちり丁寧に説明していくことがこれから大事だというふうに思</p>

	いますので、また参考にさせていただきます。
D 委員	今おっしゃったことは非常に貴重なことで、本当は 40 歳以上でも障害も出ますしね。その受取り方も一つ問題なんですけど、運転免許証の更新じゃないですけども、いっぺんやったら終わりじゃなくて、やっぱり毎年繰り返していかんとだめでしょうね。これまで我々たしかにトップダウンでやってきておりますけども、講習会を開いて私もなんべんも出ましたけど。ただそれだけじゃなくて、同じことを形を変えてでもいいから毎年、防災の日じゃなくても、3 月 11 日でもなんでもいいんですけど、やっぱり続けていくべきでしょうねこれは。その講習会自体を。それもちょっとお願いします。1 回ではたぶんだめだと思いますね。
委員長	はい、わかりました。
C 委員	よろしいですか。I さんが言われた、独居老人の方おられますよね。その方はやっぱり情報弱者と言いますか、安定ヨウ素剤のこととか原子力防災の情報が入って来にくいですよ。そういう方に、地域の見守り台帳とかね、民生委員さんの関わりもあると思うんですけど、独居老人の方が自分のたとえば安定ヨウ素剤の必要性を自分で判断できるかと言ったら、それもまた難しいことやと思うんです。そういう時はまわりのサポートとか支援とか、こういう薬あるんですけど、私らは受け取ろうと思うんですけどどうですか、とかね、やっぱりそういうサポートが無いとなかなか独居の方は難しいのかなというのは一つ思います。
I 委員	サポートする者がしっかり勉強しておかないと。そういう方は自治会とかの集会に行かれないんですよ。
C 委員	やっぱり情報的にね、隙間ができるというか、情報弱者と言いますか。
副委員長	今ですね、社協のほうの主催と言いますか、福祉関係に携わるメンバー、たとえば福祉委員さん、民生委員さん、協力委員さん、そういった方が、自治会長もそうなんですけど、全員集まってるいろんな情報交換をしようというふうなことをやってますんで、そういった機会を通じていろんな情報を流し合うというのも、大切なことかなというふうなことを今聞かせてもらってます。先生がおっしゃったように、私自身がまだわかってません。何回も何回も聞かせていただいてちょっとはわかってくるのかなというふうに思いますけども。そういった繰り返しというのは本当に大事ななというふうに思います。そういう機会、社協のほうにもいっぺん働きかけをしていただいたらどうかなというふうに思うんですけど。
委員長	はい。

#### 4. その他



B 委員	僕ちょっと 50 分に出なきゃいけないので、この中に、まあ今の話が続くと思うんですが、実は新しい本を作ってます。案内入れさせていただいてるんですが、7 月下旬刊行予定となっていながら、まだ最終章を書いているんですけど、「原発からの命の守り方」ということで、ここでずっと討論してきたことをベースに、プラス僕自身の個人の見解を書いていますから、ここでの見解ではないですけども、まあこういうのを作っていますので。最後の章に篠山市のことを入れようと思って、今日会議出といてよかったなというのは、医師会のこと直接は何も書きませんが、そのへんの配慮はしたような書き方というか、何か決めてどンドン行っちゃみたいなのじゃなくてね。あと、僕が関わってるトルコのこと新聞に出ましたので、よろしくお願いします。
委員長	はい。 次回はだいたいいつごろと考えていますか。
事務局 (課長)	医師会との調整を踏まえた形で日程をお示しできるぐらいを今考えていますので、うまくいけば 9 月ぐらい。
D 委員	9 月の 24 日というふうに医師会のほうから僕は聞いてますけども、それはいいですかね。
委員長	あ、研修会が。
D 委員	ええ。候補をいくつか挙げていただいて僕が行けるのがそのうち 24 日だけだったんです。
委員長	なるほど、じゃあもうそれで決まりですね。
D 委員	その後じゃないとあんまり・・・
委員長	そうです。全然進むことがないので。そしたら 9 月 24 日以降ということで。
事務局 (課長)	わかりました。
委員長	委員さんそれぞれまた日が決まったらまた調整させていただきます。
A 委員	もう今年度は、何かイベント的なことはされないんですか、この原子力防災に関して。
事務局 (課長)	ちょっと今のところそこまでは・・・。
I 委員	うちは明日が防災訓練です。西紀北地区は。
委員長	そうなんですか。
I 委員	はい。一番篠山市で大飯原発に近い所です。
委員長	それは自治会長会の主催ですか。
I 委員	郷づくり協議会です。
H 委員	前に B 先生に行ってもらっとる・・・。

I 委員	そうです。
委員長	はい、とりあえず一旦、他特に何か、もう B 委員退席されるので、よろしいですかね。そしたら一旦ここで切って、B 委員、またお世話になります。
B 委員	はい、じゃあどうも。
F 委員	放射能の被害のことについてね、I さんのほうから先程、40 歳以上の高齢者は死んでからくるんで大丈夫やとかいう、そういう話をされてましたけど、今ちょうど市役所のロビーでね、長崎・広島放射能の被害について写真展がされとるんですよ。あの中に、そういうことに対する資料が、市長会の、非核市長会ですか、そこが出されとる資料に良い資料があります。それを見ると、放射能が爆発して、その後何年か後からずっと病気が出てくる。乳がんが出てくるとか甲状腺がんが、甲状腺がんは早いですね。胃がんとか骨髄腫ちゅうのはかなり後から出てくるというのが表になったものが出てます。あれを見ると、何歳になれば出てくるというのがきちっと、医学の中でもきちっと証明できないというふうなことがあって、難しい所だと思うんですけどね。しかしあれ見ると、40 歳くらいから発病してくると。乳がんなんかはかなり歳いってから出てくるというふうなことですね。40 年経ってから胃がんが出るというふうに決まってるものと違うわけですね。というのは、我々勉強してきたように、内部被曝というのは体の中の遺伝子レベルの、小さい細胞に放射能が熱を出し続けると。骨に行った場合はストロンチウムというのが骨に行って、そこで出し続けると骨髄腫になるのかどうか、まあそこらへんは D 先生分野になりますけど、そういうふうなものがじわっと出てきて、それが長崎の原爆が原因でなったというようなことはなかなか証明しにくいというのが現状で、だから厚生省としてはなかなか被曝の認定というのは難しく、渋ったりするわけですけど、しかしだいたい裁判所においては、被爆者の認定というのは何十連勝かちゅうぐらい裁判所で認定されて、というようなことがありますけど、そういう資料があそこにもありますので、何かその、ヨウ素剤の学習の時だけが学習ではなしに、ああいう資料も普段から見るとね、放射能というのはこういう怖いもんやというふうなことを、ちょうど 9 日に市役所としてもお取組みなさってるように、市民としてもこの 8 月には放射能についてのね、原子爆弾の被害ちゅうのがずっと現在もなお続いていると、福島原発も簡単に収束したというものではなしに、ずっとこれから病気が出てくるというようなことやからね。まあ市民がしっかり学習して、簡単にその時一時だけヨウ素剤を飲んでそれで済むというようなものでもないのですね。そういうことの重大性ちゅうのを普段から学習しておくというふうなことは一般市民の大事なところやと思いますね。

委員長	はい、ありがとうございます。 他、何かございますか。
C 委員	すいません、研修について一つだけ。篠山市でいのちを守る防災マップ作りをされてて、その中に消火栓の場所ですとか、水利とか AED の場所を記入されてるんですけど、篠山市で安定ヨウ素剤が備蓄されてる場所ですね、そういうところもこういう時に周知してもいいんじゃないかなと思うんです。その地区にない場合もありますけど、丹南健康福祉センターですとか、それぞれ診療所にありますので。
D 委員	いや、まだ決まってないでしょ。
C 委員	あ、そうなんですか。
D 委員	薬剤師会の協力を得ないとまだ決定ができないのでたぶん書けないんだと思いますよ。
C 委員	診療所にまだ無いんですか。
D 委員	ありますけども、その保管体制に関しての責任の所在がまだ決まってないので、無理だと思います。だから薬剤師会に話をしなくちゃだめだと思います。
C 委員	市役所にあるということは、それはいいですよ。健康福祉センターもいいんですね。
D 委員	ちょっとそれも常在してる人がいるいないとかね、そこらへんの問題がありまして。だからたぶんまだ書けないんだと思います。まあ市の側に立つわけじゃないんですけど、まだ決定的なことが書けないのでそこに書いてないんだと思います。
C 委員	これはまあ研修の資料なんですけど、以前の広報には書いてはりましたけどね。
委員長	ちょっとそれが逆にね、甘いかも知れませんが、いっぺんまた事務局、十分それは確認をして、今おっしゃっているようなことでいけるのならいいですし。
C 委員	まあそういう場所が周知できたらと思います。
委員長	はい、わかりました。 そしたら、副委員長、お願いします。

## 5. 閉 会

副委員長	はい、どうも慎重にご審議ありがとうございました。いよいよ出発点に立ったというふうな意識を持ってございますので、今後ともどうぞ皆様方にはご協力いただきますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもご苦労様でした。
------	---

